

# 指摘事項

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・短期入所生活介護

令和8年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第52号）

## 「施設老福条例」

鳥取市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第48号）

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

# ◎根拠条文

---

「老企第40号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号)

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)

「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

# ☆勤務体制の確保

■勤務表について、管理者の兼務関係を明確にすること。複数の職種を兼務している職員については、職種ごとの勤務時間を記載すること。また、看護職員の勤務表について、常勤・非常勤の別を記載すること。。(条例第150条で準用する第107条第1項、予防条例第108条で準用する第83条第1項、老福条例第30条第1項、地域密着条例第170条第1項)

原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員の配置、管理者との兼務関係等を明確とする必要があります。

# ☆生活機能向上連携加算

■生活機能向上連携加算について、リハビリテーション事業所の理学療法士等から機能訓練指導員に対し、日常生活上の留意点及び介護の工夫等に関する助言を行い、記録を残すこと。（老企第40第2の5（15）①、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8（15））

助言については、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いて実施することも可能です。その場合、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整する必要があります。

# ☆看取り介護加算

■看取り介護加算について、以下の事項を介護記録等に記録すること。

イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録

ロ 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録

ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録。

(老企第40号第2の5(35)、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8(35))

看取り介護の記録については、身体状況の変化のみの記録だけでは不足となります。入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの記録、看取り介護の各プロセスにおいて把握した入所者の意向等も必ず記録してください。

# ☆夜勤職員配置加算

■夜勤職員配置加算について、加算要件を満たした職員配置になっているか毎月確認すること（老企第40号第2の5（12）、老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号第2の8（12）、老企40第2の2（16））

夜勤を行う職員の数、1日平均夜勤職員数とします。1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間帯を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

# ☆計画の作成

---

■施設サービス計画が漫然かつ画一的なものとなっていた。施設サービス計画の作成に当たっては、利用者の希望及び生活課題をアセスメントにより適切に評価し、施設サービスの方向性を示す個別具体的なものとする。

計画作成に当たっては、アセスメント情報を加味し入居者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

※施設サービス計画の作成に当たっては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企発第29号）に沿って行ってください。